



長居検査員。おはようございます。
先日の続きで、「コンクリート設計と承諾願及び納入書」の
事例について、伺いたいのですが？
都合良ければ、これから教えて頂けませんか？

はい。大丈夫ですよ。
若井検査員。



早速ですが、毎年、何件か発生する事例です。
コンクリート施工で、設計や承諾願を満たさない基準（設計強度、
スランプ、水セメント比等）の生コンを使用していることがありました。
本来は、「設計 ≤ 承諾願 = 実使用（納入書）」となるはずですが。



土木技術者なら、受・発注者関係なく、普通に考えて、
「設計 ≤ 承諾願 = 実使用（納入書）」ですよね？
何が、どう違っていたのですか？

橋梁下部工に打設したコンクリートの事例です。
橋梁下部工完了により、竣工時に不可視部となるフーチングや
躯体の出来形を、確認目的とした『中間検査』時でした。
設計は → 24- 8-25(20)BB・・・W/C=55%以下であり、
承諾願は → 24- 8-25BB・・・ W/C=53.5% なので、承諾OK。
しかし、
納入書は → ①24-15-20BB・・・ W/C=53.5% と
②24-12-20N・・・ W/C=56.0% の
2種類の生コンを打設していることが、中間検査時に判明しました。



疑問一つ目。
受注者は、ミキサー車が現場に到着した段階で、
納入書で「注文のとおり」かを確認して、サインしますよね？

当然、荷受けサインは、ありましたよ。



疑問二つ目。
社内検査だって、それまでに、複数回検査しているはずですよね？
社内検査員は、総合的に検査しなければならないのだから、
納入書等も、当然確認していますよね？

そうなんですよ・・・。
監督員も含め、なぜ、誰も気付かないのかな・・・。



そうすると、検査結果は、当然「不適合工事」ですよ。

ところが、「不適合工事の処理」は、していません。



「不適合工事の処理」？ どうしてですか？
鉄筋コンクリートの場合、水セメント比は「55%以下」と、
共通仕様書に明記されているのに……。品質が……。

中間検査では、設計図書と対比して適否の判断します。
この工事の中間検査調書の所見欄には、
『品質に不適合な箇所があり適正とは認められません』と、
しっかりと記載していますよ。



それでは、中間検査調書の「所見」を踏まえて、
発注者は、どのような処置をしたのですか？

確か、受注者からの申し入れにより、
橋梁下部工を取り壊し、再施工したようです。
中間検査で「不適合な工事」の場合、
その後、再施工等適正に処理し、竣工検査時に「適合」となれば、
結果的に、書類に残る「不適合工事」には、位置付けされません。
農林水産部で、不適合工事件数が少ないのは、
中間検査のメリットを、上手に活用しているからだと思います。



具体的な事例だと、分かり易くていいですね。
他にもありますか？

竣工検査直前に、監督員による竣工書類の点検の結果、
「不適合工事」を回避した事例がありました。
それは、次回にお話しします。

●本日のポイント

【レディーミクストコンクリートの配合】

〔共通仕様書Ⅰ 第1編 共通編「3-3-3 配合」の3の抜粋〕

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の
環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメン
ト比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートにつ
いては60%以下とするものとする。ただし、無筋コンクリート普通
18-8-40N 及び 18-8-40BB は除く。

【関係資料】

中間検査実施要領 第7条 第1項

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/>

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(ナガイ)検査員



：若井(ワカイ)検査員